

亀岡市・妊婦のための支援給付について

亀岡市では、より安心して妊娠や子育てができるよう身近で相談に応じる「伴走型相談支援」と経済的負担軽減をはかる「経済的支援」を行っています。

アンケート回答や面談(赤ちゃんへの訪問等)が受けられ、妊婦給付認定後(5万円)、妊娠しているこどもの人数の届出後(妊娠しているこどもの人数×5万円)の申請ができます。

妊娠したら

妊娠の届出時面

- ①病院等で妊娠が確定する
- ②BCome に妊娠の届出の
面談予約をする
- ③妊娠の届出時アンケートに回答する
- ④BCome で面談(説明)を受ける



↑ 妊娠の届出の
予約はこちら



← 妊娠の届出時アンケート
はこちら

持ち物:

- ①妊娠証明書原本、
- ②申請者の本人確認書類

※妊娠の届出時に妊婦が面談できなかった場合、できれば、別日に面談予約をお願いします。

談

妊娠の届出の面談が終わったら、妊婦給付認定後給付金(5万円)の申請をしてください。

場所:こども給付係(2階窓口)

持ち物:

- ①申請者の本人確認書類
- ②申請者(妊婦)の振込先が確認できるもの
- ③マイナンバーがわかるもの

ご出産に向けて

出産前アンケートの回答と面談(妊娠7~8 か月頃)

- ①案内ハガキを受けとり、出産前面談の予約をしてください



← 出産前面談の予約
はこちら



← 出産前アンケート
はこちら

- ②出産前アンケートに回答する
- ③出産前応援面談でBCome出産応援プランをたてる
- ④妊娠しているこどもの人数の届出申請書をお渡しします

出産前応援ギフトをプレゼント!!

(※亀岡市独自で出産前の妊婦さんにお渡ししている、新生児用肌着等の育児グッズのことです)

出産後アンケートの回答と各種訪問の予約

- ①出生届を提出する
- ②出産後アンケートに回答する
日程調整はこども家庭課から電話で連絡しますので、訪問日の予約をしてください。
- ③新生児訪問や赤ちゃんの訪問を受ける



← 出産後アンケート
はこちら

妊娠しているこどもの人数の届出(こども一人につき5万円)は出産予定日の8週間前からの申請が行えます。

場 所:こども給付係
(保健センター2階窓口)

持ち物:①申請者の本人確認書類
②申請者(妊産婦)の振込先が確認できるもの
③マイナンバーがわかるもの

※出産に至らず、妊娠が中断された方も対象になります。

※入院や体調不良などで面談が難しい場合は、ご相談ください。

※全国の市町村で伴走型相談支援、妊婦のための支援給付を実施していますが、**住民票がある市町村が実施主体**となります。

※里帰り中の面談(新生児訪問など)を希望する場合は、他市へ依頼が必要ですので、ご相談ください。

各種予約・問い合わせ先

伴走型相談支援(アンケートや面談)について

問い合わせ先

BCome(こども家庭課 母子健康係)保健センター1階 2番窓口
TEL(0771)24-5016
Mail:kodomokatei@city.kameoka.lg.jp

妊婦のための支援給付について 問い合わせ先

子育て支援課 こども給付係
保健センター2 階窓口

TEL(0771)25-5027

※詳細はホームページを
ご確認ください

